

# ケアハウスあしべつ 重要事項説明書

< 令和6年4月1日 現在 >

## 1 法人の概要

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 名 称     | 社会福祉法人芦別白光舎       |
| 所 在 地   | 芦別市本町 1065 番地の 27 |
| 代 表 者 名 | 理事長 日沼 昇光         |
| 電 話 番 号 | 0124 - 22 - 2139  |

## 2 施設の概要

|           |   |
|-----------|---|
| 施 設 の 種 類 | ケアハウス                                   |
| 名 称       | ケアハウスあしべつ                               |
| 所 在 地     | 芦別市本町 1065 番地の 27                       |
| 開 設 年 月 日 | 平成 18 年 4 月 24 日                        |
| 定 員       | 50 名（一般 20 名、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。）30 名） |
| 施 設 長 名   | 山本 耕平                                   |
| 電 話 番 号   | 0124 - 24 - 6600                        |

## 3 事業の目的及び運営方針

- (1) 無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入居させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指します。
- (2) 入居者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ってサービスの提供を行うように努めます。
- (3) 地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

## 4 建物及び居室等の概要

### (1) 建物等の概要

|     |           |                         |
|-----|-----------|-------------------------|
| 敷 地 |           | 3,784.16 m <sup>2</sup> |
| 建 物 | 構 造       | 鉄筋コンクリート造 3階建           |
|     | 延 べ 床 面 積 | 2,799.94 m <sup>2</sup> |

### (2) 居室等の概要

| 設 備       | 室数 | 備 考   |
|-----------|----|---|
| 居 室       | 50 | 全室にキッチン、トイレ、洗面台を備えております。<br>※入居者の心身の状況により、居室を変更する場合があります。 |
| 共 同 生 活 室 | 5  |   |
| 食 堂       | 1  | 機能訓練室と兼用  |

|        |   |                |
|--------|---|----------------|
| 浴室     | 2 | ほか ユニットバス 2 か所 |
| 洗濯室    | 5 |                |
| ゲストルーム | 1 |                |

## 5 職員体制

| 職種   | 人員 | 勤務体制         |
|------|----|--------------|
| 施設長  | 1  | 8:00 ~ 17:00 |
| 介護職員 | 2  | 8:00 ~ 17:00 |
| 栄養士  | 1  | 8:00 ~ 17:00 |

## 6 サービスの内容

| 種類     | 内容  |
|--------|---|
| 食事     | 専任の栄養士によるバランスのとれた献立で 1 日 3 食をご提供します。朝食 7:30 から、昼食 11:45 から、夕食 17:30 から、食堂でお召し上がりいただきます。                 |
| 入浴     | 大浴場を週に 5 回ご利用いただけます。月曜から金曜の 16:30 から 20:00 まで、男女入れ替えでご利用いただけます。介助が必要となった場合には、介護保険サービスご利用のご相談をさせていただきます。 |
| 健康管理   | 年 1 回、施設の費用負担による健康診断をお受けいただき、健康状態を把握します。入居者の急変その他緊急の事態が生じた場合には、救急対応等の必要な処置を行います。                        |
| 相談及び援助 | 職員による生活相談及び健康相談をいつでも受けられます。内容により、可能な範囲での行政手続きの代行を行います。  |
| 行事等    | 充実した生活をお送りいただくため、様々な行事を企画しております。  |

## 7 利用料金

| 費目            | 内容   | 金額(月額)                                 |
|---------------|--|--|
| サービスの提供に要する費用 | 職員の人件費、事務費等に当たる費用<br>※前年収入により決定されます。                                       | 10,000 円~70,200 円                      |
| 居住に要する費用      | 家賃に相当する費用  | 20,000 円                               |
| 生活費           | 食事代及び共用部分の光熱水費等に関する費用<br>※10 月から 4 月までは暖房料が加算されます。                         | 44,500 円<br>※ 8,250 円                  |
| 居室に係る光熱費等     | 居室で使用される光熱水費(電気料金、水道料金)は、各自のご負担となります。電話を引き込む場合にも、料金は各自のご負担となります。           | 電気料金:個別契約<br>水道料金:2,200 円<br>電話料金:個別契約 |
| その他           | ・理容代(カット・顔そり) 2,400 円<br>・入居者に負担していただくことが適当であるものの費用は、実費の一部又は全部を負担していただきます。 |  |

## 8 苦情解決の体制

|         |                   |                                 |
|---------|-------------------|---------------------------------|
| 施設内の体制  | 受付担当者             | 介護職員 鈴木 彰恭                      |
|         | 解決責任者             | 施設長 山本 耕平                       |
|         | 受付時間              | 8:00 ~ 17:00 (土・日・祝祭日を除く)       |
|         | 受付方法              | 電話・面接・投書 (Tel 0124 - 24 - 6600) |
| 施設以外の窓口 | 芦別市介護保険課          | 0124 - 22 - 2111                |
|         | 北海道福祉サービス運営適正化委員会 | 011 - 204 - 6310                |
|         | 北海道国民健康保険団体連合会    | 011 - 231 - 5161                |

## 9 協力医療機関

|    |           |                              |
|----|-----------|------------------------------|
| 医科 | 病院名       | 市立芦別病院                       |
|    | 所在地及び電話番号 | 芦別市本町 14 番地 Tel 0124-22-2701 |
| 歯科 | 病院名       | いち花歯科クリニック                   |
|    | 所在地及び電話番号 | 芦別市本町 28 番地 Tel 0124-22-2207 |

## 10 施設の利用に当たっての留意事項

施設の利用は、入居者とケアハウスあしべつとの間で結ばれた入居契約及び運営規程に従っていただきます。

|           |   |
|-----------|---|
| 居室・設備等の利用 | 居室のほか、施設の設備等は本来の用法に従って適切にご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、弁償していただく場合があります。 |
| 喫煙        | 施設内は全面禁煙となります。  |
| 飲酒        | 節度を守り、他の入居者の迷惑にならないようにお楽しみください。   |
| 迷惑行為等     | 他の入居者の迷惑となる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。                       |
| 所持金品の管理   | 所持金品は自己の責任で管理してください。  |
| 宗教・政治活動   | 居室以外の場所での一切の宗教的活動及び政治的活動を禁止します。   |
| 物品の販売     | 施設内及び施設敷地内での物品の販売は禁止します。  |
| 動物の飼育     | 居室内での動物の飼育を禁止します。   |

## 11 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 12 事故発生時の対応

入居者に対するサービスの提供に当たって事故が発生した場合は、速やかに北海道及び関係市町村、当該入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## 13 身体拘束の禁止

入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その

他入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、入居者及び身元保証人に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

#### 14 虐待の防止

虐待が人権侵害であり、犯罪行為であるとの認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持、人格の尊重、権利を擁護するため、高齢者虐待の防止、早期発見及び早期対応に努めます。

#### 15 サービス提供記録の開示

入居者の求めに応じて、サービス提供記録の開示を行っています。ご希望の方はサービスステーションへお申し出ください。

#### 16 個人情報保護への取り組みについて

個人情報保護法及び厚生労働省ガイドラインに基づき、個人情報保護方針及び利用目的等について別紙のとおり定めております。

#### 17 事業計画及び財務内容の公開

毎年度作成する事業計画及び財務内容等に関する書類をいつでも閲覧することができます。ご希望の方は事務所へお申し出ください。